

北谷町教育、学術及び文化の振興に 関する総合的な施策の大綱（案）

北谷町

1 はじめに

(1) 教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱策定の背景

本町は平成26年8月、町の最上位計画として、「第5次北谷町総合計画」を策定しました。当該総合計画は、基本構想と基本計画で構成されており、基本構想においては、平成25年度以降9年間のまちづくりの基本的な理念、将来像及びまちづくりの目標が示されており、基本計画においては、平成25年度以降4年間の施策の基本的方向及び体系が示されています。

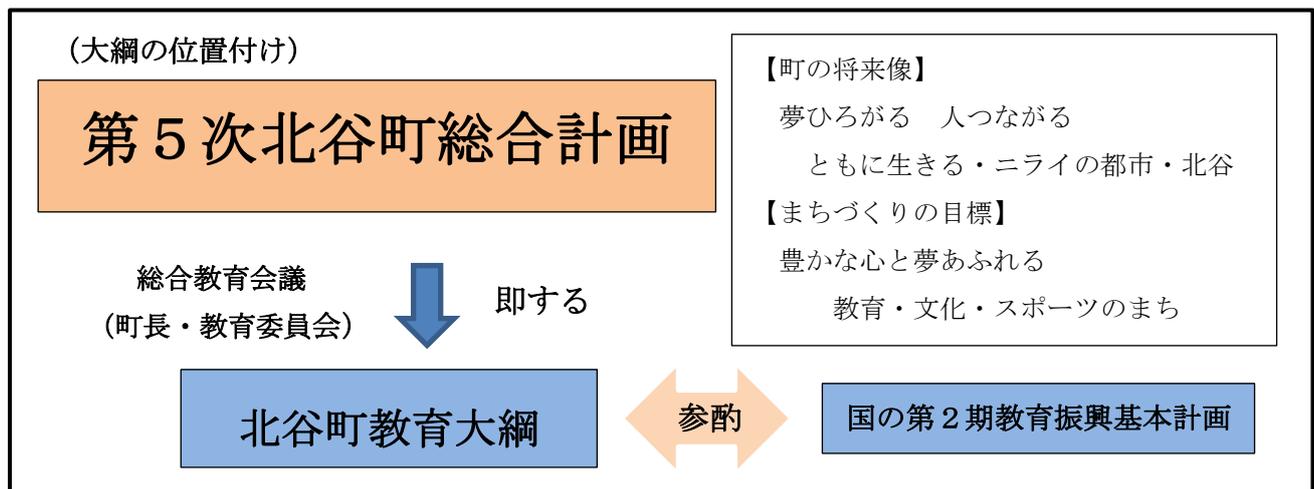
一方、近年の教育施策の主な動向としましては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日に施行されています。今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革が行われています。

また、当該改正に伴い地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針「国の第2期教育振興基本計画」を参酌した上で、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）を定めることとされました。

この教育大綱は、教育行政に関する町民の意向をより一層反映させるため、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において、協議、調整した上で策定するものであります。

(2) 教育大綱の位置づけ

この教育大綱は、国の第2期教育振興基本計画における基本的な方針を参酌したものであり、町の最上位計画である「第5次北谷町総合計画」に即したものとなっております。

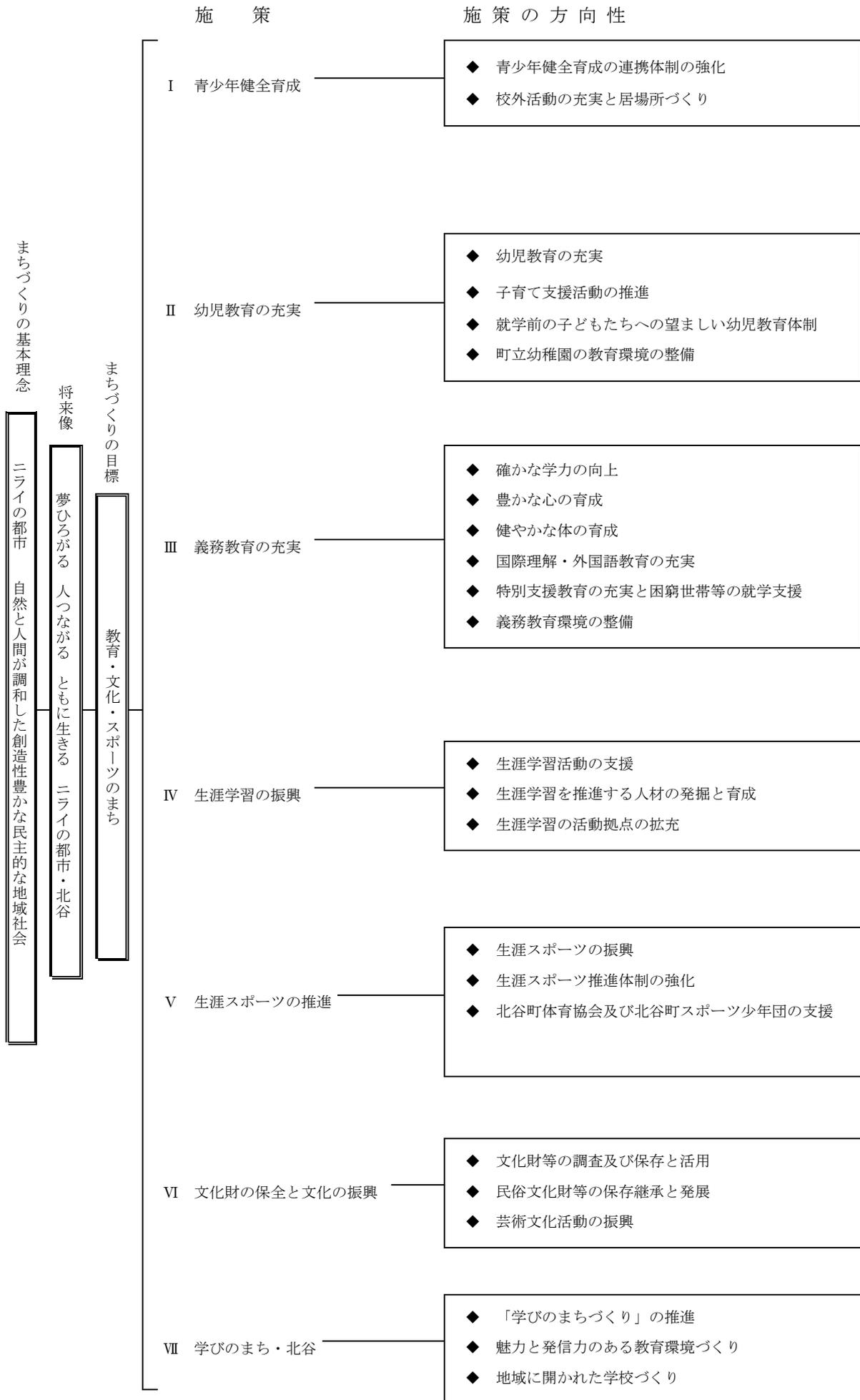


(3) 北谷町教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱の策定

本町においては、平成27年9月に北谷町総合教育会議を立ち上げ、教育大綱について、町長及び教育委員会において協議・調整を重ね、平成27年〇月、北谷町教育大綱を策定しました。

本町は、この教育大綱に基づき、次代を担う子どもたちを心身ともにたくましく知性豊かに育てると共に、町民が生涯にわたって学び続けられる社会を構築するために、積極的に教育行政を推進してまいります。

2 教育施策体系図



3 教育の目標と施策の方向性 ～「第五次北谷町総合計画」より抜粋～

豊かな心と夢あふれる教育・文化・スポーツのまち

～『教育・文化・スポーツ』～

心の豊かさや生きる力を育み、子どもたちが我がまちに愛着と誇りが持てる教育の充実に取り組み、「学びのまち・北谷」を目指します。

また、住民一人ひとりが生きがいや地域の絆を感じられる生涯学習のまち、貴重な有形・無形文化財を保存継承するとともに、心の豊かさを実感できる創造性に富んだ魅力ある文化・芸術のまちを目指します。

さらに、国際化に対応したグローバルな人材育成を図るため、本町の特色を生かした魅力ある教育環境の実現に取り組みます。

施策Ⅰ 青少年健全育成

次代を担う青少年の健全育成のため、家庭、地域、学校が連携して青少年の安全確保や居場所づくり、教育環境の向上に取り組むとともに、家庭教育に関する学習機会の提供や相談体制を充実し、青少年の心身の健やかな成長を目指します。

<施策の方向性>

① 青少年健全育成の連携体制の強化

教育の出発点である家庭教育を支援するため、学習機会、情報提供、相談体制の充実を図ります。

また、社会全体で青少年の健全な育成を支えるため、家庭、地域、学校等の連携体制の強化に取り組みます。

さらに、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカー等の活用を図ります。

② 校外活動の充実と居場所づくり

子どもたちの社会性や豊かな人間性を育むため、体験活動、子ども会活動等の

校外活動の充実を図るとともに、地域社会の中での子どもたちの安全で安心な居場所づくりを推進します。

施策Ⅱ 幼児教育の充実

幼児期は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎が培われる大切な時期であることから、幼児の主体的な活動を促し、好奇心や探究心を育む幼児教育の充実に取り組みます。

また、豊かな生活体験をするための環境の工夫に努めるとともに、基本的な生活習慣の形成や遊びを通じた総合的な指導の充実に取り組みます。

<施策の方向性>

① 幼児教育の充実

基本的な生活習慣や道徳性の芽生えを培うことができるよう、幼児の人間関係を育む集団活動を重視した遊びを通じた総合的な指導の充実を図るとともに、本町の特色を生かした教育の展開を目指します。

② 子育て支援活動の推進

町立幼稚園が教育相談や子育てに関する情報交換の場としての機能を高めるとともに、預かり保育の充実等、住民の子育てを支援するための活動を推進します。

③ 就学前の子どもたちへの望ましい幼児教育体制

保育所・幼稚園・小学校との連携を一層強化するとともに、親の就労形態に応じた保育ニーズの把握、ニーズに応える就学前の子どもたちへの望ましい幼児教育体制について検討します。

また、平成 27 年度から施行される子ども・子育て支援制度（認定こども園の創設等）に伴い、多様なニーズに応じた子ども・子育て支援の充実を目指します。

④ 町立幼稚園の教育環境の整備

安全・安心な教育環境の整備に向け、老朽化した園舎の新增改築に取り組むとともに、預かり保育充実のため、町立幼稚園における施設等の教育環境の整備を推進します。

施策Ⅲ 義務教育の充実

創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、児童生徒に「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育むとともに、将来の夢や希望の実現に向けて根気強く取り組む学習意欲の向上等の「生きる力」を育成します。

また、学校、保護者、地域社会、関係者が教育におけるそれぞれの役割を明確にするとともに、協働して教育活動を推進し、本町の将来を担う人材の育成を目指します。

<施策の方向性>

① 確かな学力の向上

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うなどの確かな学力の向上に努めます。

また、児童生徒一人ひとりの実態等を把握し、個に応じた指導体制や指導方法、評価方法の工夫・改善を図るなど、「沖縄型授業づくり」を指針として、全校体制による「わかる授業」の構築に努めます。

② 豊かな心の育成

自他の生命を尊重する心を基盤に豊かな情操、善悪の判断等の規範意識及び基本的な生活習慣を育み、「豊かな心の育成」に努めます。

また、道徳教育、人権教育等の取り組みを発達の段階に応じて充実させるため、これらと各教科等の学習、体験活動、読書活動等を関連付け、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の心を豊かにするように努めます。

③ 健やかな体の育成

児童生徒の健康、体力の向上等の健やかな体を育成するため、学校体育の充実や子どもの体力の向上を図ります。

また、生涯にわたって健康で安全な生活を自ら営んでいくための知識や態度の育成に努めます。

④ 国際理解・外国語教育の充実

急速な国際化に対応するため、広い視野を持ち、異なる文化を持つ人々と協調して生きる資質や能力を身に付けた人材を育成します。

⑤ 特別支援教育の充実と困窮世帯等の就学支援

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するため、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するための適切な指導に努めます。

また、困窮世帯への就学援助としての「就学援助補助（要保護・準要保護）事業」を継続します。

⑥ 義務教育環境の整備

児童生徒の学習環境を快適にするため、老朽化が進む学校施設・設備等の整備や維持管理を計画的に進めるとともに、地域の防災拠点となる学校施設の耐震化の早期完了に努めます。

また、耐震性や安全性を備え、「学校給食衛生管理基準」等に適合したより衛生面を考慮した学校給食センター建設を推進します。

施策IV 生涯学習の振興

近年の社会情勢の変化に伴う生涯学習ニーズの高度化・多様化に応じて、生涯学習活動の支援を行うとともに、学習環境の整備、人材の発掘及び育成等に取り組むことで、住民誰もが、生涯の各時期にわたって生涯学習の機会を得ることができる社会の実現を目指します。

<施策の方向性>

① 生涯学習活動の支援

住民の生涯学習活動を振興するため、生涯学習機会の拡充を図るとともに、社会教育関係団体、サークル活動、生涯学習ボランティア活動等の支援に取り組みます。

特に、ボランティア活動をやりたい人と受けたい人をつなぐ支援を行います。

また、住民の生涯学習意欲を啓発し高めていくため、情報提供機能の強化と生涯学習成果を生かす場の創出に取り組みます。

② 生涯学習を推進する人材の発掘と育成

生涯学習振興のため、社会教育指導者や学習活動にかかわるリーダー（環境関係、外国語関係等）の育成、確保を図ります。

また、豊かな経験や技をもつ年配者に活躍してもらうため、地域の老人会等を活用した人材発掘（うちなあぐちの講座等）と登用の仕組みづくりに取り組みま

す。

③ 生涯学習の活動拠点の拡充

生涯学習プラザを生涯学習の中心拠点として位置づけ、その活用を図るとともに、住民に身近な公民館を地域の生涯学習拠点として活用します。

また、知の情報拠点として町立図書館の機能とサービスを向上し、住民の読書普及と生涯学習活動の振興を図るため、学校図書館、関係機関等と連携した取り組みを進めます。

施策V 生涯スポーツの推進

住民誰もがそれぞれの目的や体力、年齢に応じてスポーツに親しむことができる生涯スポーツの充実に取り組みます。

また、日常生活の中で主体的にスポーツに親しむことで、健康で明るく生きがいのあふる豊かな社会を目指します。

<施策の方向性>

① 生涯スポーツの振興

住民の主体的なスポーツ活動を振興するため、スポーツ・レクリエーション機会の拡充や各種団体・サークル活動への支援に取り組みます。

また、生涯スポーツに関する情報提供機能を強化するとともに、町民運動会や町民トリムマラソンなど、スポーツに親しむ事業の推進の実施に取り組みます。

② 生涯スポーツ推進体制の強化

住民が気軽にスポーツに親しむことができるよう、「町民一人一スポーツ」を基本とした町民の健康づくりやスポーツ振興の充実に図ります。

また、既存スポーツ施設の有効活用や学校体育施設の開放を推進するとともに、スポーツ指導者・リーダー等（スポーツ推進委員活動の推進、部活動指導員制度の充実等）の養成やその確保に取り組みます。

③ 北谷町体育協会及び北谷町スポーツ少年団の支援

スポーツ精神を養うことや体力づくりと健康増進のため、北谷町体育協会が開催する北谷町総合体育大会、北谷町スポーツ少年団のリーダーの育成等の取り組みを支援し、スポーツの振興と普及啓発を推進します。

施策Ⅵ 文化財の保全と文化の振興

本町には、貴重な遺跡・埋蔵文化財等の歴史的・文化的資源が数多く所在するため、その調査、保存、活用に向けて取り組みを進めます。

また、民俗文化財等の継承と発展、芸術文化活動の振興を図ります。特に、住民が主体となって取り組む民俗文化の復活・再現等を支援し、その継承と発展を図ります。

<施策の方向性>

① 文化財等の調査及び保存と活用

国指定史跡伊礼原遺跡整備の推進を図り、町内に点在する文化財等の調査・整備、保存指定に向けての取り組みを進めるとともに、公開・展示等の活用に向けて、北谷町立博物館建設を推進します。

また、貴重な歴史的資源である北谷城については、地権者との連携のもと、国史跡としての指定に向け、国と協議を進めます。

さらに、地域、学校等と連携し、住民が郷土の歴史や文化に触れる機会の充実に努めます。

② 民俗文化財等の保存継承と発展

本町独自の言語、風俗慣習等の民俗文化財が薄れつつあるため、既知の民俗文化財の充実や未だ埋れている民俗文化財を掘り起こすとともに、調査・研究を行い、特に重要なものについては指定文化財としての取り組みを推進します。

また、地域に根ざした伝統行事、イベント等を支援し、民俗文化財の継承と発展を促進するとともに、必要に応じ、映像や写真、報告書等記録作成等の措置を講じ、文化財の保護を図ります。

さらに、国登録有形文化財「うちなあ家」等を活用した昔ながらの生活文化体験等の利用促進に努めます。

③ 芸術文化活動の振興

文化芸術活動を行う各種団体、サークル、芸術家等の活動支援、しまくとうば普及継承活動の推進等を行い、芸術文化の普及・振興を図ります。

施策Ⅶ 学びのまち・北谷

住民の教育に関する関心を高めるとともに、子どもたちの豊かな感性をまちづくりに

生かすため、活動の場を学校の外に広げ、学校と地域等が連携強化を図り「学び」の気運を高める取り組みを進めます。

また、国際化に対応した教育環境の充実を図るため、外国語教育環境の充実及び外国大学の誘致等を行い、町内及び周辺地域から進学目標となるような、教育環境の実現に取り組めます。

<施策の方向性>

① 「学びのまちづくり」の推進

子どもを取り巻く諸問題について、一つひとつその解決に積極的に取り組んでいくため、学力向上推進協議会等の教育委員会の各施策等におけるコーディネーターとしての機能を踏まえ、学校、家庭、地域、行政の四者間の連携強化を図ります。

住民が教育に高い関心を寄せ、子どもたちが我がまちの教育に確かな自信と誇りが持てる本町を目指すとともに、学校、家庭、地域等が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携協力を図り、教育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「北谷町教育振興基本計画」の策定を検討します。

また、「北谷町教育振興基本計画」の施策を踏まえた「学びのまちづくり」を推進するため、「北谷町学びのまち宣言」等の調査・研究に努めます。

② 魅力と発信力のある教育環境づくり

外国大学を誘致するなどして、町内からだけでなく周辺地域からも進学目標となるような、魅力のある教育環境の実現に取り組めます。

③ 地域に開かれた学校づくり

学校施設を生涯学習等の場として積極的に活用するとともに、経験や知識が豊富な地域人材、学校を支援するボランティアの活用を推進します。

また、地域に開かれた学校づくり、地域の声を反映した学校経営を推進するため、学校評議員会の充実等を図るとともに、キャリア教育の一貫として、地域での職場体験学習を推進します。